

<p>各外匯指定銀行：</p> <p>为深化外匯管理体制改革，落实全口径外債宏观审慎政策试点，实现本外币外債的一体化管理，根据《中国人民银行关于扩大全口径跨境融资宏观审慎管理试点的通知》（银发[2016] 18号）有关规定，国家外匯管理局資本司制定了“关于实施全口径跨境融资宏观审慎管理试点有关外匯管理操作指引”（见附件），现转发给你行，操作指引自下发之日起实施，请遵照执行。</p> <p>附件： 关于实施全口径跨境融资宏观审慎管理试点有关外匯管理操作指引</p> <p>为深化外匯管理体制改革，进一步推动和落实全口径外債宏观审慎政策试点，实现本外币一体化管理，根据《中国人民银行关于扩大全口径跨境融资宏观审慎管理试点的通知》（银发[2016] 18号，以下简称《通知》）有关规定，总局資本项目管理司制定了相关操作指引如下：</p> <p>一、外債宏观审慎管理</p> <p>（一）自《通知》发布实施之日起，国家外匯管理局核定给试点银行的短期外債余额指标自动废止。其中，试点外資銀行选择在现行短債指标核定框架下借用外債的，国家外匯管理局核定的短期外債余额指标继续有效，但不再核增指标。未纳入试点的其他銀行，仍按现行外債管理规定借用外債。</p> <p>（二）试点地区及试点銀行总行所属外匯分局的短期外債余额地区指标继续有效，各相关分局可用于辖内非试点机构（包括銀行、非銀行金融机构和非金融企业）的外債需求。各相关分局应在掌握有关申请机构需求的基础上，在满足辖内机构合理外債指标需求的同时，坚持审慎原则进行核定。</p>	<p>各外貨指定銀行：</p> <p>外貨管理体制改革を深化させ、全口径外債マクロプルーデンス政策試行を実行し、人民元・外貨外債の一体化管理を実現するため、《中国人民銀行：全口径クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理試行の拡大に関する通知》（銀発[2016]18号）関連規定に基づき、国家外貨管理局資本司は「全口径クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理試行実施に関する外貨管理関連オペレーションガイド」（添付文書参照）を制定し、ここに貴行に転送し、公布日よりオペレーションガイドを実施するので、遵守して執行されたい。</p> <p>付属文書： 全口径クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理試行実施に関する外貨管理関連オペレーションガイド</p> <p>外貨管理体制改革を深化させ、全口径外債マクロプルーデンス政策試行を更に推進及び実行し、人民元・外貨の一体化管理を実現するため、《中国人民銀行：全口径クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理試行の拡大に関する通知》（銀発[2016]18号、以下《通知》）関連規定に基づき、総局資本项目管理司は関連オペレーションガイドを以下の通り制定した：</p> <p>一、外債マクロプルーデンス管理</p> <p>（一）《通知》公布・実施日より、国家外貨管理局が試行銀行に対して審議・決定した短期外債残高指標は自動的に廃止する。その内、試行外資銀行が現行の短期外債指標審査の枠組みの下で外債を借り入れることを選択する場合、国家外貨管理局が審議・決定した短期外債残高指標は継続して有効であるが、今後指標の増加を審議しない。試行に組み入れられていない其他銀行は、現行の外債管理規定に基づき外債を借り入れる。</p> <p>（二）試行地域及び試行銀行総行が所属する外管局分局の短期外債残高の地域指標は継続して有効であり、各関連分局は管轄内の非試行機構（銀行・非銀行金融機関及び非金融企業を含む）の外債ニーズに用いることができる。各関連分局は関連申請機構のニーズを把握することを基礎として、管轄内機構の合理的な外債指標のニーズを</p>
--	---

(三) 试点地区中资企业统一按《通知》有关规定借用外债，中长期外债与短期外债均按余额纳入计算。试点地区外商投资企业借用外债，可在现行跨境融资管理模式和《通知》模式下任选一种模式适用，并以书面形式（加盖公章）将所选模式及时报告所在地外汇局。一经选定，原则上不再更改，如确有合理理由需更改的，需向外汇局提出申请。无论选择哪种方式，外商投资企业借用的中长期外债与短期外债统一按照余额纳入计算。

(四) 外商投资租赁公司、外商投资性公司等，可继续适用现行外债管理规定中明确的外债数量控制方式借用外债。

(五) 试点机构经其他外债管理部门（如国家发改委）批准逐笔借用外债的，可以按相关部门批准的签约金额办理外债签约备案。办理签约备案后，企业跨境融资风险加权余额尚未超过按照《通知》计算的跨境融资风险加权余额上限的，仍可正常办理新签约外债的备案；超过上限的，除外债管理部门另行批准外，不得再办理新的外债签约备案。

(六) 试点企业在《通知》发布实施前符合外债管理规定借用的外债，在《通知》发布实施后，其跨境融资风险加权外债余额超出上限的，不得新借外债，直到外债余额调整至规定上限以内。

因外债风险加权余额计算公式的相关系数调整或企业自身财务和经营状况的调整，导致试点企业可借用外债风险加权余额提高或上限降低的，原有跨境融资合约可持有到期；在跨境融资风险加权余额调整到上限之前，不得办理包括跨境融资展期在内的新的跨境融资业务。

満たすと同時に、プルーデンス原則を堅持して審議・決定を行わなければならない。

(三) 試行地域の中資企業は統一して《通知》関連規定に基づき外債を借り入れ、中長期外債及び短期外債はいずれも残高に基づき計算に組み入れる。試行地域の外商投資企業の外債借入は、現行のクロスボーダー融資管理モデル及び《通知》モデルのうちいずれかのモデルを選択して適用することができ、書面形式（公章を押捺）により選択モデルを遅滞なく所在地外管局に報告するものとする。一度選択すると原則変更してはならず、確かに合理的な理由があり変更する必要がある場合、外管局に申請を提出しなければならない。どちらの方式を選択したかに関わらず、外商投資企業が借り入れた中長期外債及び短期外債は統一して残高に基づき計算に組み入れる。

(四) 外商投資リース会社・外商投資性公司等は、引き続き現行の外債管理規定において明確にされている外債数量コントロール方式を適用して外債を借り入れることができる。

(五) 試行機構がその他の外債管理部门（例えば国家發展改革委員会）の批准を経て1件毎に外債を借り入れる場合、関連部門が批准した契約締結金額に基づき外債契約締結備案を行うことができる。契約締結備案を行った後、企業のクロスボーダー融資リスク加重残高が《通知》に基づき計算したクロスボーダー融資リスク加重残高上限を超過していない場合、新たに契約を締結した外債の備案を正常に行うことができる；上限を超過する場合、外債管理部门が別途批准する場合を除き、新たな外債契約締結備案を行うことはできない。

(六) 試行企業が《通知》公布・実施前に外債管理規定に合致して借り入れた外債について、《通知》公布・実施後、そのクロスボーダー融資リスク加重残高が上限を超過する場合、外債残高が規定の上限以内に調整されるまで、新たに外債を借り入れてはならない。

外債リスク加重残高計算公式の関連係数の調整或いは企業自身の財務及び経営状況の調整により、試行企業が借り入れることができる外債リスク加重残高が上昇する或いは上限が低下する場合、現存のクロスボーダー融資契約については期限まで保有することができる；クロスボーダー融資リスク加重残高が上限内に調整されるまでは、

<p>(七) 基于数据采集成本和便利企业贸易信贷考虑, 纳入企业风险加权余额计算范围的外债, 暂仅限于现行已纳入外债逐笔备案范围的外债。《通知》第四条第(二)项及第五条第(一)项中涉及债务人为企业的, 暂按照现行外债管理规定办理。</p> <p>二、外债数据统计</p> <p>(一) 试点银行应通过资本项目信息系统数据接口上报全口径外债数据; 试点企业应到所在地外汇局办理事前外债签约备案手续。</p> <p>试点银行无须再向外汇局报送《月度外债余额表》和《季度短期外债余额指标执行情况表》。</p> <p>试点银行应将每月初5个工作日内向人民银行报送的上月本机构本外币跨境融资发生情况、余额变动等统计信息, 同时向国家外汇管理局资本项目司报送。</p> <p>(二) 试点银行由总行负责管理、汇总和计算其全国各家分支机构的外债及外债风险加权余额情况。</p> <p>对于试点银行以外的其他银行, 继续按照现行外债管理规定向外债管理部门申请外债指标, 并报送本、外币全口径外债数据。</p> <p>(三) 试点企业应在签订本、外币外债合同后, 但不晚于提款前三个工作日, 到外汇局办理外债事前签约备案。办理外债签约备案时, 企业需向外汇局提交《宏观审慎外债风险加权余额情况表(企业版)》(见附件)及上年度或最新一期经审计的会计报表, 外汇局对借用外债的合规性进行程序性审核。办理签约备案手续的其他相关材料可参照《外债登记管理办法》有关要求提交。</p> <p>(四) 外汇局在计算企业外债风险加权余额占用情况时, 已进行全额提款的非循环类贷款按未偿本金余额占用跨境融资风险加权余额, 其他外债(循环贷款、未提款或部分提款的非循环贷款, 含正在申请备案的本</p>	<p>クロスボーダー融資のロールオーバーを含む新たなクロスボーダー融資業務を取り扱ってはならない。</p> <p>(七) データ収集コスト及び企業貿易与信利便化の考慮により、企業のリスク加重残高計算範囲に組み入れる外債は、暫時現行の既に外債個別備案の範囲に組み入れられている外債に限る。《通知》第四条第(二)項及び第五条第(一)項に係る債務者が企業である場合、暫時現行の外債管理規定に基づき取り扱う。</p> <p>二、外債データ統計</p> <p>(一) 試行銀行は、資本項目情報システムデータインターフェースを通じて全口径外債データを報告しなければならない; 試行企業は、所在地外管局で事前外債契約締結備案手続きを行わなければならない。</p> <p>試行銀行は、外管局に《月次外債残高表》及び《四半期短期外債残高指標執行状況表》を再度報告する必要はない。</p> <p>試行銀行は、每月初5営業日以内に人民銀行に前月の当該機関の人民元・外貨クロスボーダー融資の発生状況・残高変動等の統計情報を報告し、同時に国家外貨管理局資本項目司に送信・報告しなければならない。</p> <p>(二) 試行銀行は、総行がその全国の各分支機構の外債及び外債リスク加重残高状況を管理・取り纏め及び計算する責を負う。</p> <p>試行銀行以外のその他銀行は、引き続き現行の外債管理規定に基づき外債管理部門に外債指標を申請し、また人民元・外貨全口径外債データを送信・報告する。</p> <p>(三) 試行企業は人民元・外貨外債契約の締結後、遅くとも引出の3営業日前までに、外管局で外債事前契約締結備案を行わなければならない。外債契約締結備案を行う際、企業は外管局に《マクロプルーデンス外債リスク加重残高状況表(企業版)》(付属文書参照)及び前年度或いは直近一期の監査済みの会計報告を提出しなければならない。外管局は外債借入のコンプライアンス性に対して順序性審査を行う。外債契約締結備案手続きを行う場合のその他関連資料は、《外債登記管理弁法》関連要求を参照して提出することができる。</p> <p>(四) 外管局は企業の外債リスク加重残高の占用状況を計算する際、既に全額引出済みの非リボルビング類貸付は元金未返済残高に基づきクロスボーダー融資リスク加重残高を占用し、その他外債(リボルビン</p>
--	---

<p>笔外債) 按签约额占用跨境融资风险加权余额。</p> <p>(五) 按《通知》规定, 外汇局负责采集27家试点银行和试点地区企业的全口径外债统计数据。为了保证数据的完整性, 除按试点政策要求报送新发生的全口径外债数据外, 银行和企业应根据自身外债数据报送或备案情况, 查漏补缺, 及时通过外汇局资本项目系统数据接口或到所在地外汇局补充报送自身的所有已签约未偿还完毕的历史外债数据(包括人民币外债数据)。</p> <p>(六) 各相关外汇局应做好以下工作:</p> <p>(1) 根据辖内试点机构上报数据, 核查宏观审慎外债风险加权余额控制情况。(2) 通过辖内试点企业上报数据与资本项目系统的登记外债数据进行双向核对, 查找数据错报漏报情况, 开展外债统计监测非现场与现场核查工作。(3) 对于出现超上限借用外债、外债结构中豁免项金额占比过高等异常情况, 及时发现、核查, 涉嫌违规的应移交外汇检查部门。</p> <p>三、外债结汇</p> <p>(一) 试点中、外资企业借用外债如有实际需要, 可以结汇使用, 可参照《外债登记管理办法》(汇发[2013]19号)等有关规定办理。</p> <p>(二) 经国家外汇管理局批准, 金融机构借用外债可以结汇。</p> <p>四、外债账户、资金用途和还本付息</p> <p>试点企业开立外债账户、外债资金用途、外债还本付息, 参照《外债登记管理办法》(汇发[2013]19号)等有关规定执行。</p> <p>五、其他事项</p>	<p>グ貸付・未引出或いは一部引出済みの非リボルビング貸付、申請・備案中の当該外債を含む)は契約締結額に基づきクロスボーダー融資リスク加重残高を占用する。</p> <p>(五) 《通知》の規定に基づき、外管局は27行の試行銀行及び試行地域企業の全口径外債統計データを収集する責を負う。データの完全性を保証するため、試行政策の要求に基づき新たに発生した全口径外債データの送信・報告すること以外に、銀行及び企業は自身の外債データに基づき状況を送信・報告或いは備案し、漏れを調査且つ不備を補充し、外管局資本項目システムデータインターフェース或いは所在地外管局において自身の全ての締結済・償還未完了の過去の外債データ(人民元外債データを含む)を追加報告しなければならない。</p> <p>(六) 各関連外管局は、以下の業務を適切に行わなければならない: (1) 管轄内の試行機構に基づきデータを報告し、マクロプルーデンス外債リスク加重残高コントロール状況を調査する。(2) 管轄内の試行機構が報告したデータと資本項目システムの外債登記データの双方向照合を通じて、データの報告ミス・報告漏れ状況を調査し、外債統計モニタリングのオフサイト及びオンサイト調査業務を展開する。(3) 上限を超過した外債借入・外債構造における免除金額の比率が過度に高い等の異常な状況について、適時発見・調査し、規定違反の嫌疑がかかる場合は外貨検査部門に引き継がなければならない。</p> <p>三、外債の人民元転</p> <p>(一) 試行中資・外資企業が借り入れた外債に実際のニーズがある場合、人民元転して使用することができ、《外債登記管理弁法》(匯発[2013]19号)等の関連規定を参照して取り扱うことができる。</p> <p>(二) 国家外貨管理局の批准を経て、金融機関が借り入れた外債は人民元転することができる。</p> <p>四、外債口座・資金用途及び元本・利息返済</p> <p>試行企業の外債口座開設・外債資金の用途・外債の元本・利息返済は、《外債登記管理弁法》(匯発[2013]19号)等の関連規定を参照して執行する。</p> <p>五、その他事項</p>
---	--

<p>(一) 外債簽約币种、提款币种与偿还币种须保持一致。</p> <p>(二) 对于特殊行业（如房地产）仍然存在限制性政策的，仍适用现行相关政策。属于地方政府融资平台性质的公司，暂不允许参与。</p> <p>六、有关过渡期安排</p> <p>(一) 对于《通知》明确的27家试点银行和4个自贸区内注册的非金融企业，自《通知》发布实施之日起，按照《通知》有关规定借用外债。</p> <p>(二) 未纳入《通知》试点范围的银行、非银行金融机构和企业，按照现行外债管理规定或外汇局相关试点政策执行。其中，《通知》发布实施之前已开展的外债比例自律试点政策在《通知》规定的1年过渡期内继续有效。</p> <p>附件一： 宏观审慎外债风险加权余额情况表（企业版）</p>	<p>(一) 外債契約の通貨・引出通貨及び返済通貨は必ず一致を保持しなければならない。</p> <p>(二) 特殊な業種（例えば不動産）について制限性政策が存在する場合、現行の関連政策を引続き適用する。地方政府融資プラットフォーム性質に属する会社は、暫時参加を許可しない。</p> <p>六、移行期間に関する調整</p> <p>(一) 《通知》が明確にする27行の試行銀行及び4つの自貿区内に登録する非金融企業は、《通知》の公布・実施日より、《通知》関連規定に基づき外債を借り入れるものとする。</p> <p>(二) 《通知》の試行範囲に組み入れられていない銀行・非銀行金融機関及び企業は、現行の外債管理規定或いは外管局の関連試行政策に基づき執行する。その内、《通知》公布・実施前に既に展開している外債比例自律試行政策は、《通知》が規定している1年の移行期間内は継続して有効である。</p> <p>付属文書一： マクロプルーデンス外債リスク加重残高状況表（企業版）</p>
--	--